

諮問番号：平成29年度諮問第53号  
答申番号：平成29年度答申第47号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成〇〇年〇月〇〇日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当不支給処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

平成〇〇年〇月末日が提出期日だった診断書をA市役所に届けられそうになかったため、同月〇〇日頃、A市役所に相談の電話をした。すると、職員は「いいですよ、みなさんそんな感じですよ。」と軽く返事をされたので、審査請求人は「平成〇〇年〇月〇日頃にA市役所に行かせてもらいます。」と言い、「本当にいいのですね。」と確認した。すると答えは変わらず「いいですよ。」と言われたので安心してしまった。

しばらくして、A市役所から連絡が入り、特別児童扶養手当の件で「診断書の提出が遅かったため、不支給になるおそれがある」と言われた。審査請求人が「遅れるけどいいですか、ってA市役所に確認取りましたよ。いいんですね、って念押ししましたよ。」と言うと、職員は「後は府が判断するので、こちらでは何とも言えないんですよ。」と言った。審査請求人は「確認したじゃないですか。」と何回か言ったが、職員は「こちらでは何とも出来ません。府が判断するので。」の一点張りであった。「大丈夫ですよ。」と言っておきながら、あまりにも無責任である。初めに「期限を守ってもらわないといけない。」と、ちゃんと言ってくれば、仕事終わりに急いでA市役所に届けられたのにと悔やまれる。

本当に申し訳ないが、もう一度、審査をしていただきたい。今後は期限をきっちり守る事を約束する。

#### 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却が妥当である。

#### 2 審理員意見書の理由

##### (1) 本件に係る法令等の規定について

ア 特別児童扶養手当（以下「手当」という。）においては、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号。厚生省児童家庭局長通知）の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）2（5）で、「障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこと。」とあり、おおむね2年の有期認定がされる。

イ 法第11条第1項第1号で「受給資格者が、正当な理由がなく、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき」は、「その額の全部又は一部を支給しないことができる」と規定されている。

なお、ここで言う正当な理由とは、一般に災害その他やむを得ない事由であり、具体的には自然災害（風水害等）火災のほか、急病、出産、死亡、交通事故等で物理的にみて申請が不可能な場合に限定され、離婚や仕事の如く人為的な場合は該当しないと解される。

##### (2) 本件処分が、法令等が求める要件に該当するかについて

ア 審査請求人は、審査請求人の〇〇（以下「本件児童」という。）の障害認定の有期期限を過ぎて有期再認定請求を行い、その際に併せて提出のあった遅延理由書の記載内容に処分庁が疑義を持ち、処分庁がA市担当者に確認したところ、病院の郵送記録と遅延理由書の記載内容に齟齬があるとの報告を受けた。このため、処分庁は、審査請求人の有期再認定請求は、郵送で診断書を受け取ったと考えられる日から相当の期間を経過しており、本件処分にかかる有期再認定請求の遅延には正当な理由がないと判断し、法第11条第1項に基づき、不支給処分を行った。

これについて、審査請求人が診断書の交付を受けた病院に確認したところ、平成〇〇年〇月〇日に郵送した記録が残されている。上記理由から、本件処分が、違法又は不当なものであるということとはできない。

イ また、審査請求人が審査請求書の理由で述べている、職員の対応については、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第235号によるA市からの回答書（以下「回答書」という。）によると、審査請求人の述べているような

対応の事実は確認できず、窓口の対応については平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで内部供覧されている書面「特別児童扶養手当の有期再認定の問い合わせ対応について」で統一されているとの回答を得た。上記から、審査請求人が述べている内容は確認できず、本件処分に違法又は不当な点があるということとはできない。

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

平成30年2月22日	諮問の受付
平成30年2月26日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：3月14日 口頭意見陳述申立期限：3月14日
平成30年3月2日	第1回審議
平成30年3月23日	第2回審議

#### 第5 審査会の判断

##### 1 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等。以下これらを「本件記録」という。）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) A市は、平成〇〇年〇月〇〇日付けで、審査請求人あて、手当の有期再認定の請求手続きについて、認定診断書（発行日から1か月以内のもの）（様式第4号）等を持参する旨、提出期限を平成〇〇年〇月〇〇日とする旨及び「手続きが遅れるとやむを得ない場合を除き、遅れた期間についての手当が支給されない場合がありますのでご承知おきください。」(①)、「また、やむを得ず遅れる場合は、下記お問い合わせ先まで連絡をお願いいたします。」(②)と記載された年金児童手当課長通知を行った。
- (2) 審査請求人から本件児童の認定診断書の作成を依頼された病院は、平成〇〇年〇月〇日に、認定診断書を審査請求人にレターパックで郵送した。
- (3) A市年金児童手当課は、平成〇〇年〇月〇〇日付けで、手当の申請が未提出である審査請求人に、(1)の②を除く内容と同趣旨の通知を行った。
- (4) 審査請求人は、平成〇〇年〇月〇日付けで、処分庁あて、特別児童扶養手当有期再認定請求書及び「病院より平成〇〇年〇月〇〇日診断書が出来上がったと通知を受けたため、平成〇〇年〇月〇〇日に診断書を受け取りに行き、本日提出しました。」と記載された遅延理由書を提出した。

##### 2 判断

本件処分が法令等の要件に該当するかについて、法令、認定要領等に照らし合わせると、第3の2のとおり、手当支給にあたって、有期の障害の程度の認定がなされた受給者に対して、処分庁は必要に応じて受給資格の有無等の決定のために必要な事項に関する書類等を提出すべきことを命じ、正当な理由なく指定した期限までに当該書類等の提出がない者については、有期認定の終期の月の翌月から手当を支給しない処分を行うこととされている。本件記録によれば、病院は、診断書の渡し方について郵送を希望した審査請求人に、平成〇〇年〇月〇日にレターパックで郵送しており、遅くとも2、3日後には審査請求人宅に到達していると考えられるから、〇月〇〇日までに有期再認定請求ができない正当な理由はないと言える。

なお、審査請求人は、提出期日までに診断書をA市役所に届けられそうになかったため、平成〇〇年〇月〇〇日頃にA市役所に相談の電話をしたところ遅れても大丈夫という職員の発言を信じて提出が遅れた旨を主張している。一方、A市は、回答書において、当時在籍していた職員全員に確認したが審査請求人の主張する内容の電話対応は確認できなかったこと、また、有期再認定の診断書提出が遅れる場合の回答について、統一的取り扱いを行うべく、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで文書を供覧していると主張している。提出された証拠資料からは審査請求人の主張を認めるに足りる資料は見当たらない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会  
委員（部会長）野一色 直人  
委員 福田 公教  
委員 松村 信夫